

令和3年9月30日

保護者 様

埼玉県立吉川美南高等学校長 高松 健雄

### 緊急事態宣言解除後の本校の対応について

秋涼の候、保護者の皆様におかれまして、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、国は令和3年9月28日に、本県の緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。

これを受けて、本県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県立学校の対応として、「令和3年10月1日以降の県立学校の対応について」を決定しました。

つきましては、県から、各学校では、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」及び本決定に則り、引き続き感染防止対策を徹底するよう指示がありましたので、これに基づき、本校では以下のとおり対応したいと存じます。

御理解・御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な感染防止対策の徹底について

##### (1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底する。

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者等がいる場合は登校させない。

##### (2) 手洗い・マスク着用の徹底と不織布マスクの推奨

手洗い及びマスクの正しい着用を徹底する。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果があるとされていることを保護者及び生徒に対し適時情報提供する。

##### (3) 換気の徹底

気候上可能な限り、常時換気を徹底する。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする）

##### (4) 食事時の会話禁止の徹底

食事時の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導する。

##### (5) 直行直帰の徹底

登下校の際は直行直帰を徹底する。

##### (6) 陽性者発生時の臨時休業等の対応

臨時休業等については、保健所による積極的疫学調査並びに拡大PCR検査等が行われな  
ない場合は、引き続き県が定めた「県立学校における当面の臨時休業等の目安」を暫定的に適用する。

##### (7) eMAT for Schoolの活用

校内において、集団感染の兆候が見られる場合や陽性者の接触状況が複雑である場合等、感染拡大が懸念される場合は、専門家によるオンラインを活用した個別支援「eMAT for School」を積極的に活用する。

##### (8) 保健所と連携した行政検査の徹底

保健所による積極的疫学調査が行われる場合には、陽性者の行動歴や接触者の名簿を提供するとともに、積極的に行政検査に協力する。

また、体調不良者に対する医療機関への受診を勧奨し、早期に陽性者を発見することを通して、保健所が学校関係者に対する行政検査の実施等必要性について速やかに判断できるよう対応する。その際、必要に応じて抗原簡易キットの活用も検討する。

## 2 登下校等について

生徒の通学方法や使用する交通機関等を踏まえ、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行う。本校では、別紙（裏面）「令和3年度 10月当初日程詳細」のとおり、10月11日（月）まで8時50分登校（朝学習なし）とし、10月12日（火）以降は、8時30分登校とし、朝学習を実施する。

## 3 授業における留意点について

- (1) 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- (2) 特に、音楽における歌唱、家庭科における調理実習等については、換気やマスクの着用、身体的距離の確保、授業前後の手洗い等の対策を徹底する。

## 4 学校行事について

### (1) 文化祭・体育祭等

- ア 生徒及び教職員のみで実施する。
- イ 準備日を含め、感染防止対策を徹底する。また、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しないよう徹底する。
- ウ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、昼食・休憩の際の感染防止対策を徹底する。
- エ 開会行事や企画内容を工夫し、感染防止対策を徹底する。

### (2) 修学旅行等の泊を伴う校外行事

目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断する。

## 5 部活動について

### (1) 学校における感染拡大防止に向けた対応

- ア 感染拡大防止対策の徹底と段階的な活動制限の緩和
- イ 陽性者発生時の部活動停止及び部員の出席停止等

### (2) 活動日数等

- ア 10月1日（金）から15日（金）まで
  - ・ 土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とする。
  - ・ 各種大会やコンクールに出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。
- イ 10月16日（土）以降
  - ・ 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。（土日いずれか1日も可とする。）
  - ・ 各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画にする。
  - ・ 練習試合及び県外での活動は、慎重に判断する。

<参考>

	活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
10月1日（金）から 15日（金）まで	週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止
16日（土）以降	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	禁止

※ 10月15日(金)までの期間において各種大会やコンクールに出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。ただし、上記における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校との活動は行わない。

(ア) 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

(イ) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。

(ウ) 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底する。

また、学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議する。さらに、参加人数等については県の対処方針の基準に従う。

### (3) 留意事項

ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、理解を得た上で活動する。

イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。

ウ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)の実施は、マスクの着用及び身体的距離を通常以上に確保する等、感染防止対策を徹底し、必要最小限とする。

エ 部室の使用の制限(原則禁止)や直帰を徹底する。

オ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底する。

カ 水分補給での感染防止対策を徹底する。

キ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底する。

ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。

ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整える。

コ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討する。

## 6 教職員・生徒のワクチン接種の促進について

### (1) 教職員の接種の加速化

教職員のワクチン接種については、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知する。

また、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮する。

### (2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図る。

また、生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、接種の状況等に応じて柔軟な取扱いをし、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行う。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意する。

問合せ先 埼玉県立吉川美南高等学校  
教頭 梶尾 勝則・福島 光男  
TEL 048-982-3308